

富山県認知症施策推進計画の策定について

令和 6 年10月17日

高齢福祉課

1 背景等

- ・ 令和 6 年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、同法に基づく国の認知症施策基本計画が今年秋頃に策定とされている。
- ・ 同法において、都道府県は、国の基本計画を基本とし、都道府県の実情に即した認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。
- ・ 国の基本計画案では、都道府県計画の策定にあたり、介護保険事業支援計画等の既存の行政計画と一体のものとして策定することは差し支えないとされている。

2 富山県認知症施策推進計画の策定について

- ・ 本県の認知症施策は富山県高齢者保健福祉計画・第 9 期富山県介護保険事業支援計画に記載されており、本県の認知症施策推進計画はこれを拡充するものと位置付け。
- ・ このため、認知症施策推進計画は、「富山県高齢者保健福祉計画」及び「富山県介護保険事業支援計画」の調査審議を行う高齢者福祉専門分科会において、策定に向けた審議を行う。
- ・ 次回の高齢者福祉専門分科会（令和 7 年 1 月頃）において、計画策定の進め方等について審議し、令和 7 年前半の策定を目途に取組みを進める。

【参考】共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

■ 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

■ 基本的施策

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等